

# 天童市告示第191号

令和2年度天童市飲食業等緊急支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月24日

天童市長 山本信治

## 令和2年度天童市飲食業等緊急支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の飲食店等の経営の持続を図るため、山形県飲食業等緊急支援給付金の給付を受けた中小企業者等に対する上乘せ補助として、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該中小企業者等に対し、天童市飲食業等緊急支援給付金(以下「給付金」という。)を交付する。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、山形県飲食業等緊急支援給付金の給付を受けたものであって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は本店を有すること。
- (2) 給付金受給以後も事業を継続する意思があること。
- (3) 平成31年度の市税に滞納がないこと。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、山形県飲食業等緊急支援給付金の額に相当する額とする。

(交付申請書及び実績報告書)

第4条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 天童市飲食業等緊急支援給付金申請書(兼)請求書(様式第1号)
- (2) 山形県飲食業等緊急支援給付金の給付額が確認できる書類等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに当該給付対象者に当該給付金に係る交付決定通知書(様式第2号)を通知し、給付金を交付するものとする。

3 前項の規定による交付に係る実績報告については、給付金の額の決定に係る第1項第2号に掲げる書類の提出をもって規則第14条に規定する補助事業等実績

報告書の提出があったものとみなす。

(給付の取消し)

第5条 市長は、給付を受けた者が、偽り又はその他不正な手段により給付を受けたときは、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(帳簿等の保管)

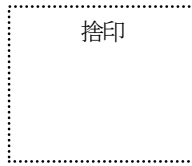
第6条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和3年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年12月18日から適用する。



年 月 日

(宛先) 天童市長

(申請者) 郵便番号 〒

所在地

事業所名

代表者の職・氏名

電話番号 (店舗)

(自宅)

(携帯)

印

天童市飲食業等緊急支援給付金申請書（兼）請求書

標記の件について、次のとおり申請及び請求します。また、審査に当たり市税納付状況を確認することに同意します。

納税課確認欄

1 宣誓（当てはまるもの全てに☑）

<input type="checkbox"/>	当該給付金交付要綱第2条に規定する要件を満たします。
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに即した対策を講じています。
<input type="checkbox"/>	当該給付金受給後においても当該事業の継続の意思を有します。
<input type="checkbox"/>	市税に滞納は有りません。
<input type="checkbox"/>	暴力団関係者等との利害関係を有しません。

※上記の全ての欄に☑がある場合のみ給付を受けることができます。

2 申請額

山形県飲食業等緊急支援給付金の支給額 (ア)	申請（請求）額 (イ)
円	円

※（イ）は（ア）と同額を記載してください。

3 振込先金融機関

金融機関名		種類 (☑)	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他
支店名		口座番号			
口座名義人 (カタカナ)					

様式第2号（第4条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

天童市長 山 本 信 治

天童市飲食業等緊急支援給付金交付決定通知書

付で申請ありました令和2年度天童市飲食業等緊急支援給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 申請（請求）額 円

2 決定（支払）額 円

3 申請額と決定額が異なる事由

4 その他

偽り又はその他不正な手段により給付を受けたときは、当該給付金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

※この交付決定通知書は電子印影を使用しています。